

県南広域振興局長告示第 47 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 3 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 福祉用具貸与

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371500141	よいっこ介護サービス	奥州市江刺区愛宕字観音堂沖 400 番地 1	株式会社パセオ	平成 19 年 3 月 26 日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371500141	よいっこ介護サービス	奥州市江刺区愛宕字観音堂沖 400 番地 1	株式会社パセオ	平成 19 年 3 月 26 日